

# 「公立高等学校授業料不徴収に係わる教育委員会調査」のまとめ

2010年10月6日 日本高等学校教職員組合

## 1. 調査の趣旨・方法

2010年4月から公立高等学校の授業料不徴収が開始されました。教育費の無償化に向けた大きな一歩として高く評価するものです。しかし、文部科学省が「原則不徴収」の立場をとり、既卒者や標準修業年限を超えて在学する者については、各自治体の判断に委ねたため、自治体によって対応が大きく違っていることが報道されてきました。

日本高等学校教職員組合(日高教)は、教育費無償化をさらに前にすすめる立場から、制度導入後、各自治体がどのように対応しているかについて正確に把握するため、すべての都道府県教育委員会への調査を実施しました。

実施方法は、日高教の組織がある道府県については所属組織を通じて教育委員会に協力を依頼し、日高教の組織のない都県については別紙のアンケート用紙を郵送し、すべての都道府県教育委員会から回答を得ました。

## 2. 実施時期

2010年7月15日～8月5日

## 3. 調査結果について

(1) 「既卒者、標準修業年限(全日制 36 月定通 48 月)を超えて在学する者」への対応について

①調査結果によれば、「完全不徴収」と回答した自治体は 20 道府県、「原則不徴収」は 18 都県、「徴収する」は 9 県です。「原則不徴収」と回答した福島・静岡・石川・佐賀・熊本・宮崎・沖縄の 7 県は留年生や既卒者も「不徴収」と回答しています。

近畿では「完全不徴収」と回答した自治体が多く、九州でも長崎・大分をのぞいては「完全不徴収」と回答しています。実質的に、圧倒的多数の自治体は「完全不徴収」になっています。

「徴収する」と回答した自治体は 9 県ですが、内容的には「原則不徴収」に近いものです。「病気・休学による留年から徴収する」と回答した自治体はほとんどありません。

②「病気・休学」以外の留年生から「徴収する」と回答した自治体は 15 都県です。「やむを得ない理由がある場合は除く」などと回答しているのは 4 県(宮城・千葉・長野・岐阜)です。「不登校は不徴収」とする茨城や、「特別な理由のない学業不振などからは徴収」とした神奈川も「原則不徴収」に近いものです。

③「既卒者の再入学」については、「不徴収」と回答した自治体は 28 道府県、「徴収」は 19 都県と大きく分されました。

④山形・栃木など 2010 年度は完全不徴収ですが、2011 年度は徴収する方向で検討中という自治体もあります。自治体によって教育条件に大きな差が生じることは重大な問題です。国の責任で「一律完全不徴収」の基準を示すべきです。

## (2) 授業料減免制度について

①授業料そのものは不徴収になりましたが、従来通りの「減免制度」を存続させている自治体が大半です。それは、「専攻科への生徒を対象」としたり、「通信制の生徒を対象」（山梨・福井・和歌山）など一部の生徒から徴収するという現実が残るためです。

②しかし、京都のように不徴収に伴い授業料減免制度を適用しない、さらに奈良・大阪では、完全不徴収により減免制度を廃止している自治体もあります。

## (3) 学校納付金の口座振替手数料について

①昨年までは、授業料とともに学校納付金も同時に保護者等の口座から引き去っていました。その際の手数料については、多くの自治体が県費負担をしていましたが、授業料不徴収に伴い、保護者負担を強いている傾向が明らかになりました。

自治体にとっては公費でなく私費扱いですが、生徒・保護者にとっては、PTA会費・後援会費・生徒会費などの学校納付金は希望によって納入するものではありません。学校納付金は私費ではなく公費そのものです。しかも、振替手数料が 5 円から 84 円まで大きな差が生じています。

②生徒・保護者にとって強制的に納入を迫られる学校納付金の手数料は、県費負担もしくは金融機関の負担とすべきです。

## 4. 教育費の無償化をさらに前にすすめるために

日高教は、学校納付金の細かい実態や滞納状況などについて「高校生の修学保障のための調査」（11 月末発表予定）を実施しています。その「結果」や「教育の無償化への動きをさらにすすめるための緊急提言」（日高教・2010 年 10 月 6 日）をもとに、教育費の無償化をさらに前にすすめ、高校生の修学を保障するために力をつくす決意です。

以上

◎完全不徴収 ○原則不徴収 ×徴収する	授業料不徴収 ○不徴収 ×徴収				授業料減免制度 ○存続 ●廃止 △制度変更	学校納付金の 口座振替手数料		備 考
	①全日制 36月 定時・通信制 48月を超える者	②留年生の扱い		③既卒者 の再入学		○手数料なし ×保護者負担		
		病気・休学	その他					
1 北海道	◎	○	○	○	○	○		
2 青 森	○	○	○(※)	×	○	×	5円/回	※やむを得ない理由がある場合
3 秋 田	○	○	×	×	○	×		
4 岩 手	×	○(※)10/8	×	×	○	×	5円/件	※医師の診断書があれば病気留年生不徴収
5 山 形	◎(※)	○(※)	○(※)	○(※)	○	○		※来年度は変更する方針
6 宮 城	○	○	×	×	○	×		※やむを得ない理由がある場合を除く
7 福 島	○	○(※)	○(※)	○	○	×	52円/回	※やむを得ない場合(学校判断)
8 栃 木	◎(※)	○(※)	○(※)	○(※)	○	×		※来年度は「原則徴収」で検討中
9 茨 城	×(※1)	○	×(※2)	×	○	×		※1通信制不徴収 ※2不登校は不徴収
10群馬	◎	○	○	○(※)	○	×	31.5円/件	※2010年9月分から徴収
11埼 玉	◎	○	○	○	○	×	30円/回	
12千 葉	○	○	×	○	○	×	学校納付金で負担	※やむを得ない事由がある場合を除く
13東 京	○	○(※)	×	×	○	×	従来通り	※留学も含む
14神奈川	×	○	×(※)	×	○	×	従来通り 84円/回	※特別な理由のない学業不振など
15山 梨	○	○	×	×	△	×		
16長 野	×(※)	○10/21	×(※)	×	○	×	10円/件	※やむを得ない事由がある場合不徴収
17静 岡	○	○	○	○	○	×	従来通り	
18新 潟	◎	○	○	○	○		検討中	
19富 山	◎	○	○	○	○	×	10円/件	
20石 川	○	○	○	○	○	×	10.5円/件	
21福 井	◎	○	○	○	△	×	従来から一部負担	
22愛 知	◎	○	○	○	○	×		
23岐 阜	×(原則徴収)	○	×(※)	×	○	○		※やむを得ない事情がある場合不徴収
24三 重	◎	○	○	○	○	○		
25滋 賀	◎	○	○	○	○	○		
26京 都	◎	○	○	○	△	×		
27奈 良	◎	○	○	○	●		各学校で対応	
28和歌山	◎	○	○	○	△		把握できていない	
29大 阪	◎	○	○	○	●	○		
30兵 庫	◎	○	○	×10/18	○	×	従来通り	
31鳥 取	◎	○	○	○	○	×	PTA会費で支出	
32岡 山	×(原則徴収)	○(※)	×	×	○	○		※留学も含む
33島 根	◎	○	○	○	○	×		
34広 島	×(原則徴収)	○	○	×	○	×		
35山 口	×(原則徴収)	○	×	×	○	○		
36香 川	○	○	○	×	○	×	(※)	※年間：全日制200円、定時制100円
37徳 島	×(※)	○	×	×	○	○		※やむを得ない理由以外は徴収
38愛 媛	◎	○	○	○	○	×	5円/件	
39高 知	○	○	○	○10/11	○		未定	
40福 岡	×(原則徴収)10/29	○	×(※)	×	○	○		※やむを得ない場合は不徴収(学校長判断)
41佐 賀	○	○(※)	○(※)	○(※)	○	○		※教育委員会で個別に審査
42長 崎	○	○	○	×	○	○		
43大 分	○	○	×	×	△	○		
44熊 本	○	○	○(※)	○	○	×		※極端な事例は個別に審査
45宮 崎	○(※)	○	○	○	○	○	(来年度は検討)	※不測の事態が生じたら徴収も可
46鹿児島	◎	○	○	○	○	×		
47沖 縄	○	○	○	○	○	×		
	◎20 ○18 ×9	○47	○32 ×15	○28 ×19	○40 ●2 △5	○14 ×29		

	1. 授業料の不徴収に関する対応				備考
	①「全日制36ヶ月、定時制・通信制48ヶ月」の不徴収期間を超えて在学する生徒 完全不徴収◎ 原則不徴収○ 徴収×	②留年生の扱いについて		③「一度高校を卒業した者が(他学科に)再入学した場合」について 不徴収○ 徴収×	
		病気・休学による留年生について 不徴収○ 徴収×	その他の留年生について 不徴収○ 徴収×		
1 北海道	◎	○	○	○	
2 青森	○	○	○(※)	×	※やむを得ない理由がある場合
3 秋田	○	○	×	×	
4 岩手	×	休学・留学期間は36月(48月)から除く(※)		×	※病気やけがで留年した生徒らが休学届けを出してなくても、医師の診断書を提出すれば休学と同様に扱う
5 山形	◎(※1)	○	○(※2)	○(※3)	※1 今年度は徴収対象生徒を具体的に定める規則を施行していないため ※2 明年度以降については、やむをえない事情がある場合を除き徴収する方向で規則を検討中 ※3 明年度以降は徴収する方向で検討
6 宮城	○	○	×(※)	×	※留学・やむを得ない事情によると知事が認めた者を除く
7 福島	○	○(※)	○(※)	○	※やむを得ない場合(学校が判断)
8 栃木	◎(※)	○(※)	○(※)	○(※)	※来年度は「原則徴収」で検討中
9 茨城	×(※1)	○(※2)	×(※3)	×	※1ただし、通信制は不徴収。全日・定時制において、留学、休学その他の事由に合致する場合は不徴収 ※2 留学、休学による留年生 ※3 ただし、病気や不登校等の場合は不徴収
10 群馬	◎	○	○	○(※)	※条例改正により、平成22年9月分から徴収する予定
11 埼玉	◎	○	○	○	
12 千葉	○	○	×(※)	○	※留学・やむを得ない事由によるものを除く
13 東京	○	○(※)	×	×	※留学による留年生を含む
14 神奈川	×	○(※1)	×(※2)	×	※1 休学・留学・療養その他特別の理由がある場合 ※2 学業不振・出席日数不足による者(理由がない場合)
15 山梨	○	○(※)	×	×	※留学その他やむを得ない事由を含む
16 長野	×(※)	○	×(※)	×	※やむを得ない事情があるときは不徴収とすることができる(学校長判断)
17 静岡	○	○	○	○	
18 新潟	◎	○	○	○	
19 富山	◎	○	○	○	
20 石川	○	○	○	○	
21 福井	◎	○	○	○	
22 愛知	◎	○	○	○	
23 岐阜	×(原則徴収)	○	×(※)	×	※やむを得ない事情がある場合は徴収しない
24 三重	◎	○	○	○	
25 滋賀	◎	○	○	○	
26 京都	◎	○	○	○	
27 奈良	◎	○	○	○	
28 和歌山	◎	○	○	○	
29 大阪	◎	○	○	○	
30 兵庫	◎	○	○	×	
神戸市	○	○	○	×	
31 鳥取	◎	○	○	○	
32 岡山	×(原則徴収)	○(※)	×	×	※留学による留年生も不徴収
33 島根	◎	○	○	○	
34 広島	×(原則徴収)	○	○(※)	×	※留学・自然災害(その他のやむを得ない事由は教育長への協議を要する)
35 山口	×(原則徴収※)	○	×	×	※通信制はすでに申し込みをした単位数が74以上であるものが新たに単位を修得しようとする場合
36 香川	○	○	○	×	
37 徳島	×(※)	○	×	×	※やむを得ない理由以外の理由により存学期間が修業年限を超えている場合は徴収
38 愛媛	◎	○	○	○	
39 高知	○	○	○	○	
40 福岡	×(原則徴収)	○(※1)	×(※2)	×	※1 留学などやむを得ない事情がある場合を含む ※2 やむを得ない場合は不徴収(学校長判断)
41 佐賀	○	※			※授業料を徴収する場合は教育委員会に諮り、個別に審査。委員会に諮る者は①既卒者②長期在籍者(全日制48ヶ月、定時制・通信制72ヶ月を超えて在籍する者)③その他特別の事由があると学校長が認める者 4/20の定例教育委員会で、上記要件に該当した既卒者(1名)長期在籍者(全日制1名、定時制1名、通信制24名)について審査を行い、全員について授業料徴収は適当でないと判断
42 長崎	○	○	○	×	
43 大分	○	○	×	×	
44 熊本	○	○	○(※)	○	※極端な事例があれば個別に判断
45 宮崎	○(※)	○	○	○	※条例改正の際「徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でないと知事が認めるときはその限りではない」とするただし書き規定を設け将来不測の事態が生じた際に徴収を可能にしている
46 鹿児島	◎	○	○	○	
47 沖縄	◎	○	○	○	

公立高等学校授業料不徴収に係わる全都道府県教育委員会調査(2010年8月調査) 2 2010年10月29日現在

	2. 授業料減免制度 ○存続 ●廃止 △制度を変更		3. 授業料不徴収に関する保護者への説明 ○教育委員会文書を配布 ×配布なし ●文書配布以外の方法		4. 学校納付金の口座振替手数料 ○手数料なし ×保護者負担		5. 高校生を対象とした自治体の奨学金制度の変更	
		備考		備考	手数料なし	保護者負担の内容	変更なし	制度を変更した: 内容
北海道	○		○	高等学校へ周知する旨連絡し、高等学校長文書を保護者へ配布した	○		○	
青森	○		●	文科省が作成したリーフレットを配布	×	業務委託料1人100円、振替手数料1人1回5円※各学校には他の経費の縮減により予算措置する(保護者に新たな負担は求めない)よう、契約者である校長協会から要請	○	県が実施する高校奨学金制度はない。(財団法人青森県育英奨学会が実施する高校奨学金制度は平成22年度から、他の奨学金との併用を可能とする変更を行った)
秋田	○		●	ホームページに掲載。教育委員会から学校長へ、学校長から保護者へ文書を配布	×		○	
岩手	○		○		×	諸会費連合会において契約。口座振替により収納した件数1件につき5円	○	
山形	○		○	リーフレット配布など	○	(平成22年度は会費負担)	○	
宮城	○		○	各高校で文書を配布	×	現在関係機関と調整中	○	
福島	○	いわき海星高校専攻科で適用	○		×	52円/1回	○	
栃木	○		●	各学校で「新入生・保護者への案内」や国からのリーフレットにより周知	×		○	
茨城	○		●	文科省作成のリーフレットを配布	×	学校納付金の中から負担	○	
群馬	○		○		×	システム委託料4,649千円(参加校生徒(保護者)が均等に負担)、振替手数料31.5円/件	○	
埼玉	○		○		×	1回につき30円	○	
千葉	○		○●	文科省からのリーフレットも配布	×	学校納付金の中から負担	○	
東京	○		○		×	都では、従来から積立金等学校徴収金を授業料とは別に各学校で定める方法で徴収し、手数料は保護者負担	○	奨学金に関する所管は生活文化スポーツ局私学部
神奈川	○	減免審査方法の簡素化:生活保護基準から市町村民税の非課税者等へ変更	○	国のパンフレットと教育委員会からの通知文を学校を通じて配布	×	従前どおり 手数料84円/回	○	貸付月額を選択できるようにした(公立2万円または18千円 私立4万円または3万円)
山梨	△	全日制・定時制に加え、通信制の生徒も授業料減免制度の対象とした	○			現在検討中	○	
長野	○		○	文科省のもの併せて配布	×	9月までの年5回、1件10円+消費税。ただし今年のみ。来年は未定	○	
静岡	○	専攻科は徴収	●	入学式等オリエンテーションなどで文科省パンフを配布して説明	×	もともと、学校納付金手数料は保護者負担	○	
新潟	○	対象は入学科	○	教育委員会作成のひな形を基に各学校で作成・配布		検討中	○	
富山	○		●	文科省チラシを全保護者に配布する旨通知	×	1件あたり10円	○	
石川	○		●	文部科学省作成のチラシを配布	×	口座振替1件あたり10.5円	○	
福井	△	県立高等学校の専攻科に在学する者が対象	○	保護者宛、校長名で通知	×	従来より、保護者の一部負担あり	○	
愛知	○	専攻科の生徒への対応のため	○●	留年生及び既卒者の取り扱い未定時に配布。完全不徴収の方針決定後、校長会・事務長会の場合を利用し、すべての生徒から授業料を徴収しない旨、説明	×	引き落とし時に保護者から徴収・学校の会計から直接支払う等、その方法は学校によって異なるが、公費の投入はなく、すべて保護者負担	○	
岐阜	○		○		○		○	
三重	○		○		○		○	
滋賀	○		●	学校納付金の納入通知書にその旨記載	○		○	
京都	△	授業料の不徴収に伴い、授業料減免制度は適用していない	●	国作成のパンフレットを配布するとともに、不徴収とする旨の通知を各学校で作成の上、学校ごとに説明・配布	×	1回の口座振替につき、31円の振替手数料を保護者が負担	○	
奈良	●		○			学校納付金の口座振替手数料は各学校で対応	○	
和歌山	△	従来の制度を専攻科のみの対象とした	○			学校の徴収方法等今のところ把握できていない	○	
大阪	●		×		○		○	
兵庫	○		●	文部科学省作成の保護者向けリーフレットを各学校に配布。各学校ごとに独自の方法で授業料不徴収を保護者へ周知	×	従来から授業料以外の学校納付金の口座振替にかかる手数料は保護者負担となっており、今回の授業料不徴収にともなう取扱いの変更はない	○	
神戸市	○		○		×	金融機関の定める額	○	
鳥取	○		●	各学校ごとに文書配布等	×	PTA会費で支出	○	
岡山	○		●	各校による対応とした(教育委員会から各校へ文書例を示した)	○		○	
島根	○	対象は専攻科に在籍する生徒	●	各校から保護者へ周知した	×		○	
広島	○		○		×	各高校によって異なる。(例 ゆうちょ銀行による口座引落など)	○	
山口	○		○●	ホームページ	○		○	
香川	○		×	国からの資料に基づき各学校で説明	×	高P連に徴収業務を委託。手数料は年間で全日制200円、定時制100円程度	○	
徳島	○		○●	徳島県ホームページに掲載	○		○	
愛媛	○		○●	特に新入生については、文書配布のほか、入学説明会において口頭説明した	×	県高等学校PTA連合会が、金融機関と、口座振替に係る契約を締結している(1件あたりの手数料5円)	○	最低5,000円から5,000円刻みで段階的な貸与額を新たに設定、希望額を選択できる「貸与額選択制」を導入
高知	○		○	各学校から文書を配布		未定	○	
福岡	○		○	各学校に対して制度周知を依頼	○		○	平成23年度予約募集から、貸与月額の選択制を導入
佐賀	○		○		○	(平成23年度以降の対応は現在調整中)	○	
長崎	○		●	各学校から保護者へ文書配布、説明	○		○	
大分	△	留学、休学、病気他やむを得ない事由により、修業年限を超え在学した場合、減免できるように改正した	●	在校生:文科省作成のリーフレットを全生徒に配布。新入生:入学案内(しおり)に授業料無償化を記載	○		○	
熊本	○		●	文科省作成のリーフレット・ポスターを電子データで各学校へ配信し、学校から保護者への周知を依頼した	×	学校により異なる(銀行またはゆうちょ銀行等による口座振替)	○	貸与月額選択制を導入した
宮崎	○	ただし、実際に徴収するケースが発生しない限り運用なし	○●	学校向け通知文・保護者、生徒向けリーフレット・県庁ホームページ掲載	○	(ただし平成22年度まで。次年度からは手数料が発生する見込。現在検討中)	○	
鹿児島	○	専攻科のみ対象	○		×	各学校で保護者等と協議の上、徴収方法を決定	○	
沖縄	○		○		×		○	